

## 福祉・介護職員等(特定)処遇改善加算における職場環境等要件

◎当法人は、福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)、特定処遇改善加算(Ⅰ)(Ⅱ)を取得(ただし、事業所により加算内容は異なります)

・賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組を以下に記します。

- ① 働きながら公認心理士等の資格習得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、サービス管理責任者研修、児童発達支援管理責任者研修、相談支援従事者研修の受講(研修受講時の他の職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)
- ② ICT活用(支援内容や申し送り事項の共有による職員の事務負担軽減、利用者情報蓄積による個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化
- ③ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実
- ④ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ⑤ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化
- ⑥ 非正規職員から正規職員への転換
- ⑦ 職員の増員による業務負担の軽減